

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議	
開 催 日 時	令和2年5月11日（月） 午前8時55分から 午前9時35分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出 席 者	<p>關野副市長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課） 紺清市民環境部参事、渋谷資源リサイクル課長、鈴木同課主幹 （事務局） 永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、江原同課政策企画係主任</p>	
会 議 内 容	1 朝霞和光資源循環組合の設立について	
会 議 資 料	<p>資料1 朝霞和光資源循環組合の設立に関する概要</p> <p>資料2 朝霞和光資源循環組合の設立について</p> <p>資料3 ごみ処理広域化基本構想（素案）について</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞和光資源循環組合の設立について

【説明】

（担当課：渋谷資源リサイクル課長）

朝霞和光資源循環組合の設立について、説明を行う。

初めに、提案の理由だが、令和2年10月1日から、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するために、朝霞和光資源循環組合を設立することについて協議する必要があり、議案を上程するものである。

続いて、概要についてだが、議案の2枚目、組合の名称については、第1条の規定のとおり、「朝霞和光資源循環組合」とし、共同処理する事務については、第3条の規定のとおり、①ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること、②ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営に関すること、③前2号に附帯する事務に関することとなっている。

事務所の位置については、第4条の規定のとおり、和光市役所内とし、組合議会の議員については、第5条の規定のとおり、朝霞市5人、和光市5人で、定数は10人としている。

執行機関は、第8条の規定のとおり、管理者1人、副管理者1人を置くこととし、職員については、組合の条例で定めることとしている。

また、監査委員は、組合の議員1人、識見を有する者1人で合計2人である。

経費については、第13条の規定のとおり、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成市が負担することとする。

具体的には、「組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで」については、議員報酬、給料や役員費などの「組合の運営に係る経費」及び用地購入費や物件補償費などの「ごみ広域処理施設の建設等に必要な用地の取得に係る経費」については、均等割、環境影響調査業務委託料や建設工事請負費などの「ごみ広域処理施設の建設に係る経費」については、人口割、地中埋設物処理委託料や解体工事請負費などの「ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費」については、既存のごみ処理施設の所在する市が負担することになる。

また、「ごみ広域処理施設の供用開始の日以後」については、「組合の運営に係る経費」及び「ごみ広域処理施設の建設等に必要な用地の取得に係る経費」については、従前どおり、均等割、施設等修繕料や運転管理業務委託料などの「ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費」については、搬入量割、「ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費」についても、従前どおり、既存のごみ処理施設の所在する市が負担することになる。

以上が、新組合の規約案となるが、議決後については、和光市と法定協議を行ったのち、埼玉県知事に対して設立許可の申請を行うこととなる。

(担当課：鈴木資源リサイクル課主幹)

引き続き、説明を行う。

現在、事業主体の設立に向けた調整と並行して、ごみ共同処理の枠組み等について、基本構想の検討を進めてきた。

配布したA3横版の「ごみ処理広域化基本構想（素案）について」を使用し、説明を行う。この資料は、去る4月10日、両市の市長・副市長で構成するごみ処理広域化協議会に提示した資料である。

「1）広域処理の基本方針」であるが、国や県の「広域処理の考え方」のほか、両市の上位計画や協議会での審議を踏まえ、4本の柱を掲げている。

まず、1点目としては、組合を新たに設立し、共同処理を行うことになるので、厳しい財政事情を考慮し「経済性・効率性を確保した共同処理体制の構築」を掲げている。

2点目としては、「安心・安全、安定的な共同処理体制の構築」として、確立された技術による広域処理施設の整備を行うこととしている。ここでは、処理方式に限らず、災害への対応や、周辺地域への配慮といったことを含めた考え方となっている。

3点目としては、「廃棄物エネルギーの有効利用」ということで、「環境負荷の低減が図れる」施設整備を目指すことを掲げている。これは、「Ⅱ 余熱利用の考え方」に関係する内容であるので、後ほど説明させていただく。

4点目としては、「地域社会に貢献できる」広域処理の整備を掲げている。これは、「Ⅲ 地域貢献」の説明に関連する内容となっている。

「2）分別区分と収集運搬体制」であるが、共同処理にあたり、調整や確認が必要な項目である。分別区分は概ね一致している状況となっているが、広域処理稼働に向けて統一していくものとしている。

次に、収集運搬体制は、方法、回数、形態は一致しているので、特段調整が必要な項目はない。なお、収集運搬に関しては、共同処理事務の範囲には含まず、市の事業のままとする。

次に、搬入車両台数については、直接搬入車両が集中する期間がある。施設計画の中で、十分な待機動線を画することと合わせて、制度のあり方について検討を行うこととしている。

「3）最終処分と資源化」については、引き続き、「資源化の促進」と「最終処分量を減らす」ことで、循環型社会の構築に向け取り組んでいくものとしている。

資料の右側「Ⅱ 余熱利用の考え方」についてだが、こちらでは、環境省の交付金を視野に入れ、「熱回収施設」として整備を目指すこととしている。

イラストのとおり、廃棄物から得られる熱エネルギーは、「蒸気」、「温水」、「電力」に大別できる。利用先として、場内利用では、プラントや建築関連での「電力や熱の利用」、場外利用では、発電電力の「売電」や、周辺施設への「熱供給」が考えられる。

余熱利用の考え方については、赤枠で示しているとおり、基本的には「発電」や「温水」等の場内利用を優先的に考え、場外利用については、施設運営費の削減が期待できる「電力会社への売電」について、具体的に検討していくものとしている。なお、外部へ余熱利用を行う場合には、定期工事や急な故障等を見越し、バックアップを考慮した設備投資が必要であることを留意事項として掲げている。

「Ⅲ 地域貢献」について説明する。

「1) 環境学習・啓発拠点としての整備」については、両市の上位計画を踏まえ、「環境学習・環境教育の拠点」、「環境に関する情報を収集・発信する拠点」、「住民の環境活動の拠点」という柱を掲げて、広域処理施設が担う役割として整理している。

「2) 地域要望への対応」については、今後進めていく中で地域要望について、別途検討していくこととしている。

ごみ処理広域化基本構想（素案）については、現在パブリックコメントを5月14日までの期間で実施しており、5月26日に予定しているごみ処理広域化協議会で承認をいただいた後、「ごみ処理広域化基本構想」として完成する予定である。また、議案内容である組合の設立やごみ処理広域化基本構想の内容については、両市それぞれ全員協議会を開催し、議会に対し説明を行う予定である。

【意見等】

(神田公室長)

まず、このごみ処理広域化事業自体がどのような計画で行われるもので、いま現在、どの段階であるのかを示していただきたい。

(担当課：紺清市民環境部参事)

ごみ処理広域化における全体スケジュールだが、10年後の2028年の稼働を目指して準備を進めているところである。平成30年8月21日に両市長による基本合意をされてから2年目にあたる。今の状況では基本構想を策定するということが事業の基本となるものを作っている状況である。また、先ほどの説明のとおり、パブリックコメントを行っているところであり、その後、概要版・完成版の周知を行う予定である。

まず、交付金等の手続きのため、事業主体となる組合を本年10月に設立し、地域計画の策定を行わなければならない。その後、3年目からはごみ焼却処理施設整備基本計画の策定を行う。その中で、環境アセスメントも同時に進めていく。

その後に都市計画手続きを行って、業者の選定、設定、整備ということで約5年間をかけて、2028年に業務を開始する予定である。

また、建設用地の確保についてだが、現在、和光市内に建設用地を確保するという予定で進めている。用地を和光市で買い取る場合、譲渡所得の5,000万が控除されないため、譲渡の関係を組合対地主の方という形で取りたいので、なるべく早い時期での組合の

設立を進めている。

用地は、今年の10月に組合を設立後、4年半をかけて確保をしていく予定である。

(毛利危機管理監)

今、説明いただいた全体のスケジュールがわかる資料があれば共有していただきたい。

(担当課：鈴木資源リサイクル課主幹)

市のホームページに掲載しているので、後ほど共有させていただく。

(須田総務部長)

用語の使い方についてだが、規約第8条第2項で管理者及び副管理者は協議により定めるとなっているが、附則の第2項では、管理者の互選という表現となっている。

互選という選挙して選ぶということなので、協議して選ぶとは意味が一致しないのではないか。

また、第13条関係の別表で搬入量割の算出基礎を前々年度の対象ごみの搬入量の実績とするとあるが、施設が出来る前なので2年間はそれぞれの市で処理したものの搬出量に基づいて経費を決定していくという考えでよいか。

(担当課：鈴木資源リサイクル課主幹)

搬入量に関しては、前々年度にそれぞれの市で処理したものに基いて算出する。

(須田総務部長)

既存のごみ焼却施設を廃止するときの解体の経費についてだが、第13条の別表では、既存のごみ処理施設を所在する市が負担するとなっている。その前段として、組合の事務により生じる収入に不足がある時は別表が適用されるということになっているので、この表現だとまず組合の経費を充てて、それで不足があるときはそれぞれの市が解体の費用負担するように読みとれるのだが、既存の施設を解体する費用を組合で負担するべきなのか。

(担当課：紺清市民環境部参事)

既存の施設については、朝霞市はクリーンセンターの4施設、和光市は清掃センターと旧焼却場があり、その施設の解体費用をどうするかということで事務局ないし協議会での話し合いの結果、それぞれの市で持っているものはそれぞれの市で解体して、更地にして、そのあとの利用は組合の方で考えていこうという形でまとまっている。

現在の表現では、指摘のとおり読み取れるので、先ほど指摘いただいた用語の使い方についてと、併せて検討させていただきたい。

(笠間都市建設部長)

まず、環境省の交付金の対象となるかを確認した方が良いのではないか。

環境省の交付金の対象になるのであれば第3条の共同処理する事務の中に含め、その上

で、不足分をどのようにするかを検討すべきである。

(担当課：紺清市民環境部参事)

内容を整理するため、持ち帰り検討させていただく。

(三田福祉部長)

今後、施設を建設するために和光市に取得する土地の支払いについて和光と折半するにも関わらず、クリーンセンターの土地を組合に無償で提供するとなると不公平感があると考えている。

(担当課：紺清市民環境部参事)

朝霞市もクリーンセンターの土地を組合に提供するが、和光市も清掃センターの土地を組合に提供することとしている。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】